

下水道使用料改定の概要及び 経営状況の見通しについて（報告）

令和5年10月31日（火）

令和5年度第3回千葉市下水道事業経営委員会

1 改定の概要

1 議案

令和5年第3回定例会 議案第100号 千葉市下水道条例の一部改正について

2 改定内容

下水道使用料を平均改定率5.40%で改定

ア 現行の基本使用料の設定と汚水排除量ごとの区分は変更しない。

イ 汚水排除量の少ない世帯の改定率を平均改定率以下とした。

使用水量 (m ³ /月)	現行使用料 (税抜)	新使用料 (税抜)	改定差額	改定率
0	580	611	+31	5.34%
5	655	686	+31	4.73%
10	740	776	+36	4.86%
20	1,850	1,946	+96	5.19%
30	3,370	3,556	+186	5.52%
50	7,130	7,536	+406	5.69%
100	18,580	19,636	+1,056	5.68%
500	125,380	132,436	+7,056	5.63%
1,000	273,880	289,436	+15,556	5.68%
2,000	602,880	637,436	+34,556	5.73%
浴場汚水 (1m ³ につき)	10	10	0	なし
共用汚水 (1m ³ につき)	72	75	+3	4.17%

3 改定時期

令和6年4月1日

2 改定のポイント

1 使用料算定期間の短縮

従来の算定期間である4年間では、使用水量や企業債金利の動向など、先が見通せない状況であることから、使用料算定期間を2年間（令和6～7年度）に短縮

2 資金不足額の縮減

(1) 次の経営改善の取り組みにより、当初見込まれた資金不足額、約22億円を約19億円に縮減

- 維持管理コストの削減
- 建設企業債の発行抑制
- 資本費平準化債の償還方法の変更

(2) 一般会計からの繰入により、資金不足額をさらに約14億円に縮減

使用料算定期間内の資金不足額は使用料改定により賄うべきところであるが、物価高騰による市民負担の影響の大きさ等を考慮し、物価高騰（電力価格）による影響分は市（一般会計）で負担（約5億円）することとし、それ以外については利用者の使用料改定により賄う。

3 一般家庭の改定率の抑制

物価高騰の影響が大きい一般家庭に配慮し、汚水排除量が少ない世帯の改定率は、平均改定率未満にする。

3 議会における主な質疑（1）

● なぜ、使用料算定期間を2年間としたのか。

⇒ 従来の算定期間である4年間では、使用水量や電力価格、企業債金利の動向など、先が見通せない状況であることから、使用料算定期間を2年間に短縮した。

● 今回実施する使用料改定による市民への影響額は

⇒ 平均的な一般家庭（月に20m³使用）では、改定前2,035円から改定後2,140円となり、月に105円の値上げになる。

● 5.40パーセントの改定は市民生活へ負担と考えないか。

⇒ コスト縮減など経営努力を行うとともに、物価高騰における市民生活への影響を考慮し、電力価格高騰による影響分については、その全てを一般会計から繰り入れを行うことにより、できるだけ改定率を抑えた上で、必要最小限の負担をお願いするものである。

3 議会における主な質疑（2）

● 一般会計からの繰り入れを行わない場合、改定率はどうなるのか。

⇒ 繰り入れを行わない場合には、改定率は約7.3%となる。

● 全額一般会計からの繰り入れで値上げしない選択はないのか。

⇒ 下水道事業は独立採算であることが原則のため、本来、資金不足は下水道使用料で賄うべきものであるが、一般財源も厳しい中で、資金不足を補う使用料改定において、初めて改定率の抑制を目的とした繰り入れを行い、利用者の負担軽減を図っている。

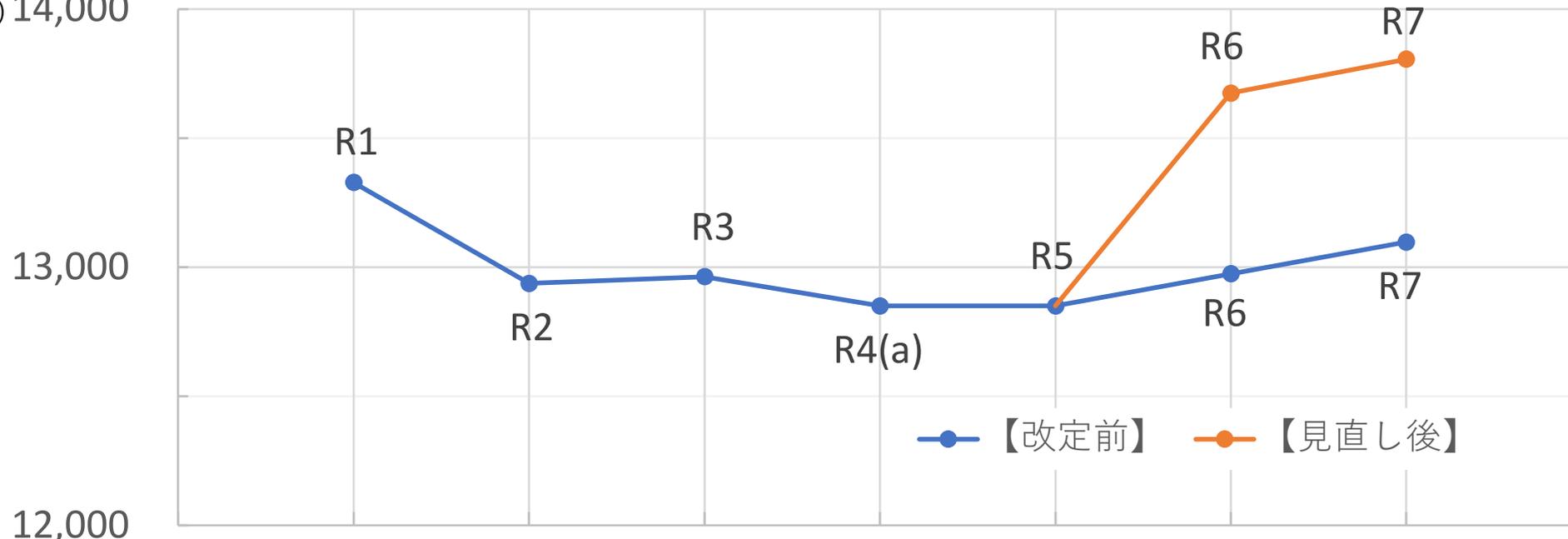
● 今後の使用料収入の見通しは

⇒ 新型コロナウイルス感染症が5類に移行となり、行動制限も解除されたことから、一般家庭において増えていた使用水量が、外出機会が増えたことによりコロナ禍前の水準に戻る一方で、宿泊施設や飲食店等の大口使用者の使用水量が戻っていないことから、今後も注視する必要があるが、経済活動の回復に伴い、使用料収入も徐々に回復してくるものと考えている。

4 使用料改正後の収支見込について —使用料収入—

使用料収入

(百万円) 14,000



	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	
【改定前】	13,328	12,937	12,963	a: 12,850	12,850	12,974	13,097	
【見直し後】 [改定: 5.40%]	13,328	12,937	12,963	a: 12,850 b: 11,537	12,850	13,674 [+700]	13,805 [+708]	(百万円)

※ R4のaは特別減免分を含んだ額

※ [] 内は改定前からの増加額

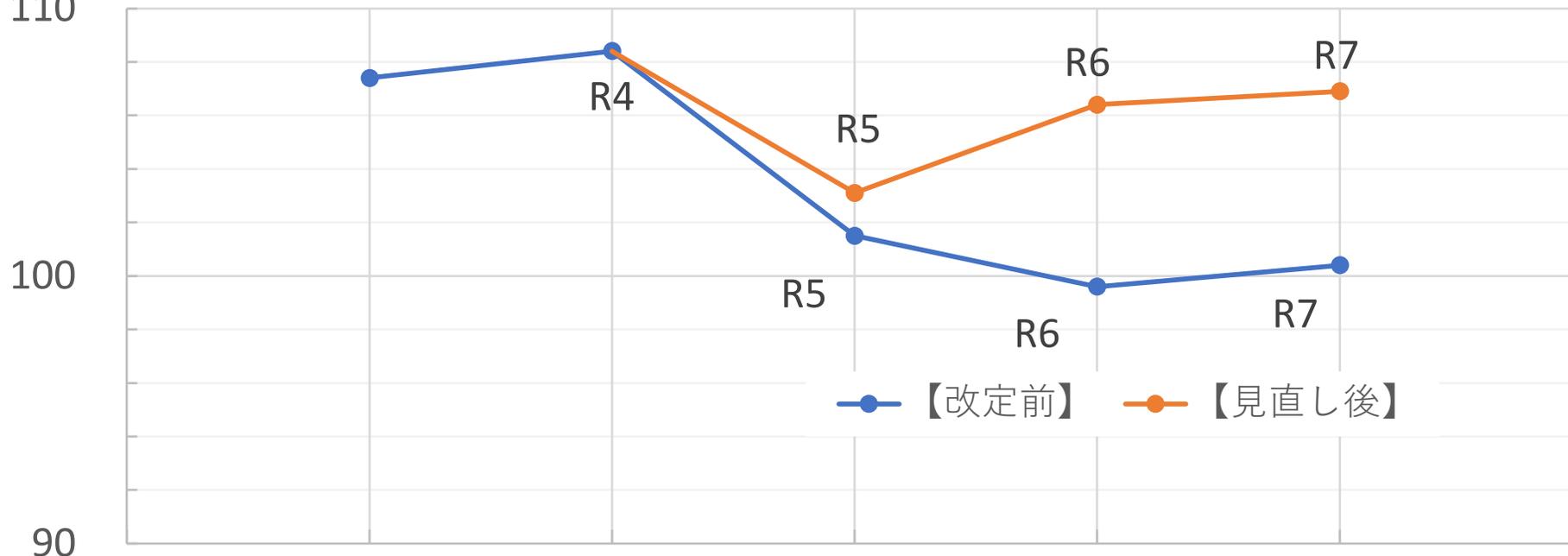
bは特別減免後の収入額

令和6年度に5.40%の改定をすることにより、使用料収入は年間約7億円(税抜き)の増収となる見込みである。

4 使用料改正後の収支見込について 一経費回収率

経費回収率

[%] 110



	R3	R4	R5	R6	R7
【改定前】	107.4%	108.4%	101.5%	99.6%	100.4%
【見直し後】 改定：5.40% 繰入：あり	107.4%	108.4%	103.1%	106.4%	106.9%

※ 経費回収率：汚水処理に要した費用を下水道使用料でどれだけ賄えているのかを示す指標。

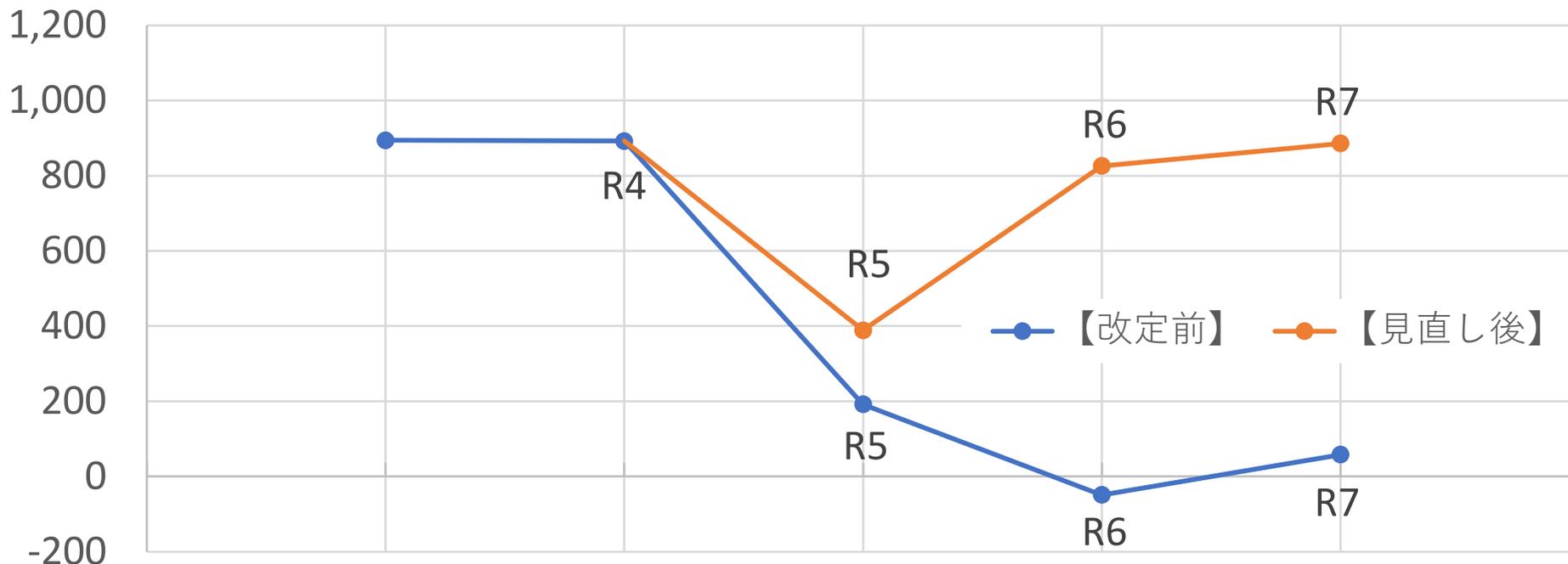
(本頁の経費回収率は汚水処理費に特別損失等を含めた広義の回収率であるため、資料1の経費回収率とは一致していません。)

令和6年度に5.40%の改定をするとともに、一般会計から繰入（R5～）することにより、経費回収率は約+7ポイント改善する見込みである。

4 使用料改正後の収支見込について —純利益—

純利益

(百万円) 1,200



	R3	R4	R5	R6	R7	
【改定前】	894	891	192	▲49	58	
【見直し後】 改定：5.40% 繰入：あり	894	891	389	826	886	(百万円)

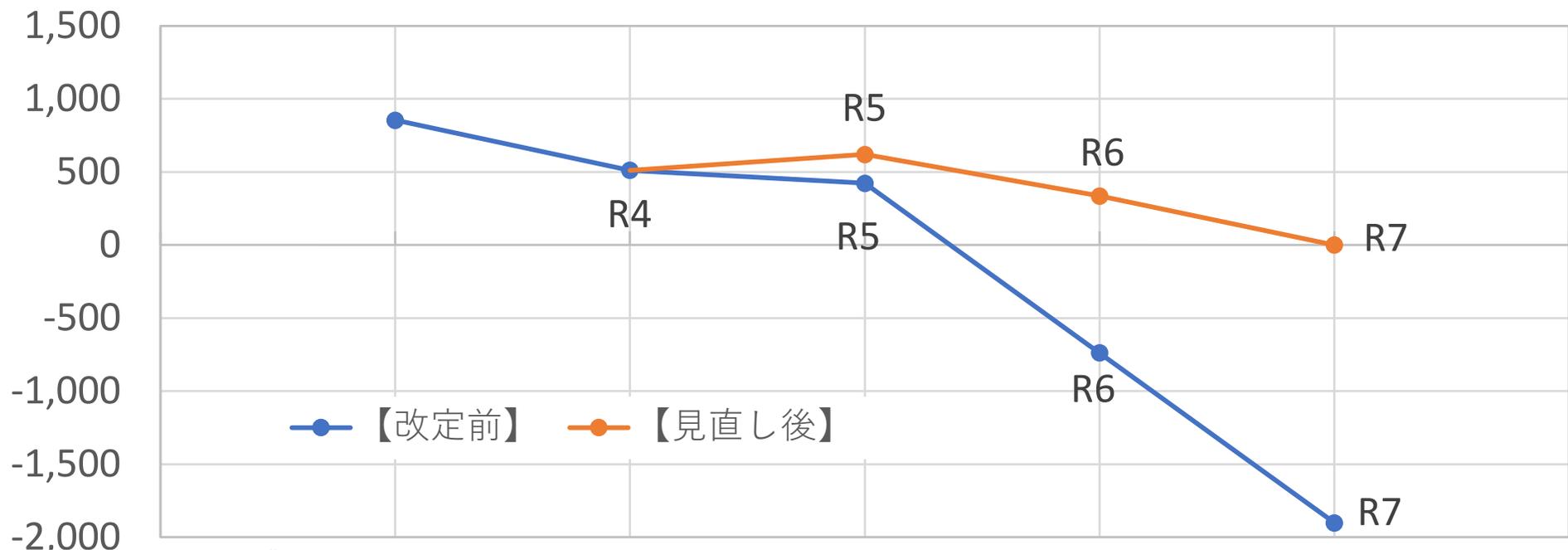
※ 純利益：収益的収支における総収益から総費用を差し引いた額をいう。(プラスであれば「純利益」、マイナスであれば「純損失」と呼ぶ)

令和6年度に5.40%の改定をするとともに、一般会計から繰入（R5～）することにより、純利益は確保できる見込みである。

4 使用料改正後の収支見込について ー資金残高ー

資金残高

(百万円)



	R3	R4	R5	R6	R7
【改定前】	855	511	423	▲738	▲1,902
【見直し後】 改定：5.40% 繰入：あり	855	511	620	335	0

(百万円)

※ 資金残高：利益等により事業内部に蓄えられた現金残高。翌年度以降の企業債償還財源等の原資となる。

令和6年度に5.40%の改定をするとともに、一般会計から繰入（R5～）することにより、令和5年度以降生じる利益を企業債元金償還財源とすることで、資金残高は令和7年度まで不足が生じない見込みである。

5 今後の見通しについて

- ・ 改定後の使用料収入の推移や電力価格、企業債金利の動向を注視する。
- ・ 効率的な維持管理の実施により、さらなるコスト縮減を図るなど経営改善に努めていく。
- ・ 令和8年度以降については前年度に改めて資金不足見込額を算定し、総合的な判断の下で、改定の是非を検討する。



6 広報について

令和5年第3回定例会において使用料改定議案が可決されたことにより、令和6年4月の改定に向け、利用者に対する周知を実施する。

1 市政だより

令和5年12月1日号の市政だよりに掲載。

2 ホームページ

令和5年11月頃に市公式ウェブサイトに掲載。

3 利用者への個別周知

令和6年2～3月に、全利用者に対して、使用料改定についての周知文（圧着はがき）を送付。

4 説明動画の配信

経営状況や改定の必要性についてYouTubeなどの媒体を利用し、動画を配信。

5 コールセンター

利用者からの問合せに対応するため、令和5年12月からコールセンターを設置。